

損害賠償額の決定について

給水管の漏水によるガス管破損事故に係る損害賠償額を次のように決定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 損害賠償額 19,329,000円
- 2 相手方 福岡市博多区千代1丁目17番1号
西部瓦斯 株式会社
代表取締役社長 加藤 卓二
- 3 事故の概要 令和4年9月11日、熊本市東区長嶺東4丁目において、上下水道局が維持管理する給水管からの漏水により、相手方が所有するガス管が破損した。これにより、当該ガス管内部に水が流入し、付近133戸のガス供給が一時停止したため、相手方に対し、これらに係る緊急工事及びその後の復旧工事等に関する損害を与えたものである。

(提出理由)

令和4年9月11日に発生した給水管の漏水によるガス管破損事故に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）第6条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。